

UBC情報

No. 129

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年3月1日(火)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



売掛金の回収・管理の徹底を

企業の命運を左右する重要業務

商品(サービス)が売れても、売掛金の回収までの期間が長ければ、資金繰りが悪化し黒字倒産に繋がります。また、回収できなければ、利益が得られないだけでなく、その商品が売れるまでに費やしたコストが全て損失となり、その分を取り戻すには同じ商品を何倍も売らなくてはなりません。

売上を伸ばしても、売掛金を回収しなければ意味がありませんので、回収・管理業務を徹底することが重要となります。

長期間滞っている売掛金は

長期間滞っている売掛金がある場合は、なぜ支払ってもらえないかを把握した上で支払方法などの交渉をします。話し合いで解決することがベストですが、支払う意思がみられない場合は、法的手段(少額訴訟など)も検討します。

なお、商品代金の時効は2年間ですが、期間を過ぎても、相手が時効であることを主張しなけれ

ば権利は消滅しませんので、一部でも返済してもらえれば、債務を承認したことになり、新たに時効が始まります。また、時効期間が迫っている場合は、「内容証明郵便」を利用して支払いの請求(催告)をすることで時効を6ヵ月延ばすことができます。

回収不能となった場合の税務は

回収不能となってしまった売掛金は、税務上、貸倒損失として損金になりますが、貸倒損失として処理するには一定の基準があり、どのような事実によって処理したのかが重要となるため、回収不能に至った根拠となる証拠書類などを残すことが必要となります。



4月から協会けんぽ保険料率が引上げに

主に中小企業が加入している、全国健康保険協会(協会けんぽ・旧政府管掌健康保険)の平成23年度(3月分・4月給与天引き分から)の保険料率が全国平均で9.5%に引上げられます。また、介護保険料も引上げとなる見通しです。

例えば、年収が400万円の加入者の場合、年間6000円程度、同500万円の場合、8000円程度負担増になり、これを本人と企業で負担します。

都道府県ごとに料率が異なるので、加入協会から送付される新料額表で4月の給与計算をします。



23年度の雇用保険料率は据え置き

平成23年度の雇用保険料率が告示され、22年度から変更なく、一般事業の場合、1.55%（事業主：0.95%、労働者：0.6%）に据え置かれることになりました。

なお、22年度から非正規労働者に対する適用範囲が、「31日以上雇用見込み」に拡大されており、31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、該当することとなります。

これにより、雇用契約期間が31日未満であっても、更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がない場合などは、原則、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。



緊急保証の代替えにセーフティネット保証

「景気対応緊急保証制度」が3月末で終了となりますが、代替として4月～9月末までの半年間、「セーフティネット保証制度」の融資基準が緩和されることとなります。

景気対応緊急保証は、前年に比べ売上げが増加している業種は融資対象外ですが、代替となるセーフティネット保証では、売上げが前年比で増加していても、2年前との比較で10%以上減少している業種は融資対象となります。なお、対象業種は全業種ではありません。



情報セキュリティの取り組みを再確認

お客様は、会社を信頼して自分の個人情報を提供していますので、情報セキュリティを疎かにすることは、信頼を失うことに繋がります。

ウイルス対策ソフトの導入や、OSやソフトを最新状態に更新することは必須です。また、情報漏えい事故の多くは、パソコンやUSBメモリ等の持ち出しが原因となっていますので、情報管理について取り組むことが重要となります。

中小企業は、多額のコストをかけることはできませんので、まずは情報の棚卸を行い、不要な情報を無くすことでリスクを減らすことができます。



【 建設業界ニュース 】



中小企業の経営再建支援～金融庁

金融庁は、中小企業金融円滑化法を1年延長するのに合わせ、中小企業の経営改善に向けた取り組みを後押しすることを決めた。同法に基づき金融機関が開示・報告資料を作成するための事務負担を大幅に軽減する。これにより、金融機関が融資先企業の経営再建を指導する機能を十分に発揮できるようにし、中小企業の財務体質の改善を促す考えである。

UBC社福情報

No. 129

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年3月1日(火)

発行元 (有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717

Fax:0836-33-6753

トピックス

「こども園」最終案発表されるも、法案提出遅れ開始予定遅れる可能性

政府は1月24日、13年度から導入を検討している幼稚園と保育所の一体化「こども園」に向けた最終案を子ども・子育て新システム検討会議で発表しました。しかし「子ども・子育て新システム」の関連法案について当初3月としていた閣議決定、国会提出の時期を6月に先送りする方針を固めました。現在の国会運営から、今国会で審議が進むことは困難となることが想定され、予定の13年度からの制度開始が遅れる可能性があります。

発表された幼保一体化の最終案は、幼・保双方の機能を持つ「こども園」を創設する一方、既存の保育所は0~2歳児の専用施設に衣替えし、幼稚園は現状のまま維持するとしています。こども園については幼児教育を施す幼稚園と子どもを預かる保育所の双方の機能を持つ施設と定義付けています。また、これまでも指摘されてきた縦割り行政、文部科学省・厚生労働省の弊害を解消するために認可権限を1つの行政庁(地方公共団体)に集約します。これにより3歳以上が中心の幼稚園がこども園に衣替えし、保育所機能を付加することで0~2歳児保育の場を増やし、待機児童問題に対応したい考えです。

今後、政府はこども園の割合を増やすため、幼稚園や保育所からこども園への移行にかかる費用を助成します。当初、10年後を目処に幼稚園と保育所を廃止し、こども園に一本化する案を示していましたが、幼稚園関係者の強い反発を受け、最終案では移行期間は設けていません。

最終案では補助金や契約方法について統一するとしています。幼稚園に対する私学助成、保育所への保育所運営費は「幼保一体給付」を創設し一本化します。契約については原則、幼稚園のように各施設に直接申し込む「直接契約」とします。ただし、待機児童や虐待などの受け入れ優先順位の判断が必要になる場合は市町村が調整します。その他、利用者の費用負担も盛り込まれています。現在、保育所は所得に応じた公定価格に対して幼稚園は自由価格ですが、こども園は公定価格を設け、必要に応じて上乗せ徴収も認めます。徴収額の上限は設けていませんが、施設に説明責任等を義務付ける方針です。

さきのように当初、政府は幼稚園と保育所を「こども園」に一体化するとしていましたが、保育所、幼稚園、こども園の3種類の施設を併存することしました。しかし、一足早く06年10月に導入された幼保一体型施設「認定こども園」は、目標数12年度末までに2,000カ所以上としています。現在、約530カ所と計画と大きな乖離が出ているのが現状です。こども園についてもどの程度移行が進むかは不透明なうえ、積み残した問題、7兆円近い必要財源を国と地方自治体、事業主でどのように負担するかも決まっていません。

(参考:朝日新聞1月26日)

トピックス

内閣府の行政刷新会議、

「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ(案)」公表

1月26日、行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」が開催され、中間とりまとめ案が発表されました。行政刷新会議は、国の行政全般を刷新して、国や地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うために内閣府に設置された会議で、分科会の一つとして「規制・制度改革に関する分科会」が設置され、ライフノベーションなどのワーキンググループ(WG)が設置されて検討が行われています。今回の中間とりまとめでは、福祉関係について22項目が盛り込まれました。

介護関係	障害関係	保育関係
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険3施設のユニット定員緩和などの制度運用上の緩和策 ・介護保険指定事業所の2次利用(学童等)を可能にする ・介護サービス情報公表制度の停止、新たな仕組みの構築 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業を居宅介護事業者が行う際の人員要件の緩和 ・障害者の雇用・就労促進のための柔軟な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続簡素化 ・保育所運営費の使途制限の見直し ・安心子ども基金の補助対象範囲の拡大 など

まず、介護関係の介護サービス情報公表制度の見直しについて触れられており、他の社会福祉事業も含めた第三者評価の行方が注目されることです。また保育関係分野でも民間事業者による会計報告手続きの簡素化のほか、運営費の資金使途制限緩和については平成23年度中に措置することが求められるなど、社会福祉法人以外の保育事業参入が促進される内容となっています。

詳しい内容は内閣府のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。(参考：内閣府HP / 福祉新聞)

トピックス 新サービス未移行の事業所 今後「給付費支給の根拠なくなる」

厚労省は21日、既に新しいサービス体系に移行している障害福祉事業所(旧体系サービス名称・以下同様)が、昨年10月時点で全国平均56.5%にとどまっていることを発表しました。障害者自立支援法の施行により、平成24年3月までに新体系サービスへの移行が完了しない場合、障害者自立支援給付費を支給する根拠がなくなることから、未移行の事業所に対して早急な対応を求めています。障害福祉事業所は、来年3月の経過措置期間中までに同法で定めた新体系サービスへ移行しなければ、介護給付費や自立支援医療費を含む障害者自立支援給付費を支給する根拠を失うことになります。新体系では身体、知的、精神障害者の制度格差の解消や日中支援と居住支援を分離することによる複数サービスの組み合わせを可能とし、障害者が多様なライフスタイルを選択できること等を目的としたものです。

新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がなされていることから、事業者の収入増が図られ、合わせて移行後の保障として、想定より利用者数等が確保できず収入が減少した場合には移行前との報酬差額分を助成する、といった従前額保障を実施しています。

会計基準の適用時期と併せ、特に就労支援事業に移行する施設ではできるだけ早い時期に検討をしておくことが求められると考えられます。

(出典：CB ニュース 1月21日)

介護福祉士試験、研修義務3年延期へ

厚労省は20日、介護福祉士試験について実務経験者が受験する場合、新たに研修の受講を要件とする法律施行について、当初予定していた平成23年度から3年延期して平成26年度とすることを決めました。07年の法改正により介護現場で3年以上働く実務経験者に対して、試験前に養成施設などで600時間の研修を受けることの義務付けを想定していましたが、介護現場から「研修は負担が大きい」との声を強く受けたためです。

研修時間に関しても「人手不足で難しい」「時間が長すぎる」等の指摘が事業者や受験予定者から上がったため、研修時間を450時間に短縮したほか、働きながらでも研修を受講できる環境整備を進めます。国は介護職員のうち介護福祉士の割合について5割以上を目安とし、利用者への高いサービス提供と介護人材確保の両立を目指しています。

また今後の介護職員の人材養成の在り方として、資格取得者が更にステップアップできるよう「認定介護福祉士」の創設が検討されています。今後、日本介護福祉士会を中心に認定基準や方法、導入時期などを決めていく予定です。これまで資格取得後のキャリアパスに十分な仕組みがありませんでしたが、能力を適切に評価することで意欲を高め、待遇改善につなげるのが狙いです。「認定介護福祉士」は質の高い介護サービスを提供し、職場の介護職員を指導したりする能力を持つ介護福祉士を認定対象としています。

(出典：読売新聞 1月21日)